

鈴鹿市自主防災組織活性化事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、地域住民が隣保共同の精神に基づき組織する自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）が実施する災害予防活動に対し、その活動に係る経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、地域の防災力の向上に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 鈴鹿市自主防災組織活性化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者は、市より防災資機材等を提供されている自主防災組織であって、当該防災資機材等の提供を受けた日以後の最初の3月31日を経過したものとする。

(交付対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、別表に掲げる自主防災組織が行う防災資機材等の整備又は修繕、防災啓発活動等（以下「補助対象事業」という。）に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の2分の1以内の額とする。ただし、15万円を限度額とする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、鈴鹿市自主防災組織活性化事業補助金交付申請書（第1号様式）にその他必要な書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、鈴鹿市自主防災組織活性化事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により所要の条件を付して申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、適当でないと認めるときは、補助金の不交付を決定し、鈴鹿市自主防災組織活性化事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 前条第1項の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、申請内容を変更しようとするとき又は補助対象事業を中止しようとするときは、鈴鹿市自主防災組織活性化事業補助金変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、補助金の変更を決定したときは、その旨を鈴鹿市自主防災組織活性化事業補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助対象事業が申請期間に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(補助金の請求等)

第8条 交付決定者は、補助対象事業の完了後速やかに鈴鹿市自主防災組織活性化事業補助金交付請求書（第6号様式）に鈴鹿市自主防災組織活性化事業補助金実績報告書（第7号様式）を添付して請求を行うものとし、市長は、その請求に基づき補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要領又は交付決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条）

| 補助対象事業 |
|--|
| 使用期限の到来による購入等若しくは故障等による修理等 |
| 防災啓発活動に係る印刷費等、講師謝礼等、防災に関する資格取得費 又は防災力向上のための講座の受講等 |
| 初期消火用具又は搬送用具の購入 |
| 救出救護用具の購入 |
| 活動支援用具の購入 |
| 給食給水用具・用品の購入 |
| その他市長が必要と認めるもの |

備考 1 食料費、日当及び研修にかかる旅費は補助の対象外とする。

備考 2 備蓄食料品、備蓄飲料水の購入に関して、賞味期限が 5 年以上の物品のみ認める。

備考 3 補助の対象は原則、自主防災倉庫内に収納するものとする。ただし、事前協議において、その他の場所へ収納することが妥当と承認されたものに限り、倉庫外でも補助対象とすることができる。

様式集

| 様式名 | 様式番号 |
|----------------------------|---------|
| 鈴鹿市自主防災組織活性化事業補助金交付申請書 | 第 1 号様式 |
| 鈴鹿市自主防災組織活性化事業補助金交付決定通知書 | 第 2 号様式 |
| 鈴鹿市自主防災組織活性化事業補助金不交付決定通知書 | 第 3 号様式 |
| 鈴鹿市自主防災組織活性化事業補助金変更承認申請書 | 第 4 号様式 |
| 鈴鹿市自主防災組織活性化事業補助金変更交付決定通知書 | 第 5 号様式 |
| 鈴鹿市自主防災組織活性化事業補助金交付請求書 | 第 6 号様式 |
| 鈴鹿市自主防災組織活性化事業補助金実績報告書 | 第 7 号様式 |